

令和6年度日野市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、日野市（以下「市」という。）が令和6年度に行う物品等の調達に際して障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての組織が行う物品等の調達とする。

3 調達する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達の対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とし、市内の施設等を優先する。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (6) 在宅就業障害者

(7) 在宅就業支援団体

5 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性並びに物品等の適正な価格、機能及び品質に留意しつつ、本方針の目的に沿って、障害者就労施設等からの物品等の調達に努め、前年度の調達実績を上回ることを調達目標とする。

なお、調達にあたっては、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を考慮した上で年間の契約予定案件から調達可能案件を掘り起こすなど、過年度調達実績も踏まえ、調達件数及び調達額の増加に努めるものとする。

6 物品等の調達の推進方法等

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について授産事業地域連携システム日野わーく・わーく等と検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

(4) 日野市障害者仕事創出事業委託による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、健康福祉部障害福祉課で実施している日野市障害者仕事創出事業委託による調達を積極的に活用すること。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、年度終了後、概要をとりまとめ市ホームページ等により公表する。

8 その他

障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。